

平成28年度 佐久地域定住自立圏ビジョン懇談会 議事録（要旨）

日 時：平成28年11月1日（火）

14：00～15：00

場 所：佐久消防署 3階 講堂

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 会議事項

(1) 佐久地域定住自立圏共生ビジョンの変更について

事務局より資料説明（資料1、2）

質疑

| | |
|-------|---|
| (委 員) | 19ページの鳥獣害防止総合対策事業ですが、小諸市が平成27年度事業費として約6,000万円を計上しています。平成26年度から事業費が大幅に伸びていますが、要因は何でしょうか。 |
| (事務局) | 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用した、有害鳥獣（シカ）商品化事業の実施によるものです。駆除したニホンジカを有効活用するため、鹿肉をペットフードに加工しようとするもので、旧県施設を改修し、加工施設や冷凍保管庫等を整備した経費が計上されています。 |
| (委 員) | 施設の整備を行ったとのことですが、これからの事業の見込みはいかがでしょうか。 |
| (事務局) | 現在、小諸市でいくつかの市町村と協力しながら当該事業を進めているとお聞きしております。事業自体は進行中ですので、成果までは把握しておりません。 |
| (委 員) | 鳥獣害防止総合対策事業に限らず、全ての事業における成果をまとめて発表する予定はありますか。 |
| (事務局) | 現共生ビジョンは平成28年度までということで、現在、事業の実施成果をとりまとめています。来年度からの新しい共生ビジョン |

| | |
|-------|--|
| | <p>は、これらの成果を踏まえながら策定作業を進める必要がありますので、また別の機会にお示しさせていただければと思います。</p> |
| (会 長) | <p>事業費欄の記載方法についてですが、市町村ごとに分けて記載があるものと、まとめて記載されているものがあります。例えば11ページの休日小児科急病診療センター運営委託事業は、実施主体が佐久市とあり、佐久市において費用負担するため、事業費欄には佐久市の実績額及び予算額のみが記載されているということでしょうか。</p> |
| (事務局) | <p>その通りです。</p> |
| (会 長) | <p>13ページの特定健康診査推進事業は、実施主体欄に幾つかの市町村名が書かれています。各市町村で事業に取り組んでいますが、事業費がまとめて記載されています。共生ビジョンにおける事業費の記載ルールについて教えてください。</p> |
| (事務局) | <p>12ページに掲載されている事業のように、基本的に実施主体が佐久市のみの場合、負担金をいただくものやそうでないものもありますが、事業費欄は市町村ごとに分けて1行で記載をしております。</p> <p>一方、19ページの鳥獣害防止総合対策事業のように、実施主体に全市町村等の記載がある場合、これは各市町村で事業を実施しているということになります。よって、事務局に報告をいただいているものについて、全て記載しております。しかし、中には予算措置が不要な事業を実施している場合もあるかと思っておりますので、その辺りについては今後精査をさせていただきたいと思っております。</p> |
| (委 員) | <p>特定健康診査の検査結果表の発行手数料は、佐久市がまとめて支払うということはないと思っております。</p> |
| (会 長) | <p>定住自立圏の財政支援（特別交付税）において、近隣市町村の上限措置額は1,500万円です。また、この財政支援を受けるに当たっては、事業費を共生ビジョンに計上する必要があります。</p> <p>各市町村において、上限を超えている事業については、実施して</p> |

| | |
|--------------|---|
| <p>(事務局)</p> | <p>はいますが、経費としては共生ビジョンに計上しないというように整理されているということでしょうか。</p> <p>特別交付税の措置上限額は、中心市は8,500万円程度、近隣市町村は1,500万円となっています。この枠の中で特別交付税が措置されるものは、できる限り共生ビジョンへ計上するようにしていますが、各市町村において判断していただいております。</p> |
| <p>(会長)</p> | <p>実施主体欄に中心市の佐久市のみが記載されている場合、佐久市のみが予算措置をして事業を実施しており、各市町村名が記載されているものは、各市町村で事業を実施し、特別交付税の対象とすべく共生ビジョンへ事業費を計上しているということです。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、記載方法については今後事務局の方で精査していただくとして、変更案についてはこの通りとします。</p> |

(2) 意見交換

事務局より資料説明 (資料3)

意見等なし

(3) その他

質疑

| | |
|--------------|---|
| <p>(委員)</p> | <p>立科町は佐久地域定住自立圏のほかに、上田市と上田地域定住自立圏形成協定を締結していると聞きました。この場合、特別交付税措置はどうなるのか教えていただければと思います。</p> |
| <p>(事務局)</p> | <p>近隣市町村における特別交付税の上限措置額については、複数の定住自立圏に取り組むことによって変わるということはありません。1市町村1,500万円を上限として、各地域で共生ビジョンに係る事業を実施することになります。</p> |

4 閉 会